

振動規制法の規定に基づく規制地域

指定地域	区域の区分
市全域	第 1 種区域及び第 2 種区域

区域の区分ごとの該当地域

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域
第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準（単位：デシベル）

時間 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

備考

第 1 種区域又は第 2 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条に規定する保育所
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園